

## 東京都防犯カメラステッカーデザイン取扱要領

令和4年2月28日3都安総都第761号決定  
改正 令和4年3月31日3都安総都第796号決定  
改正 令和7年3月31日6生安都第961号決定

地域の防犯力向上のため設置された防犯カメラの視認性を向上させ、都民や東京を訪れる外国人等の防犯意識及び犯罪抑止効果を高めるために作製した東京都防犯カメラステッカーに関する各デザイン(以下「デザイン」という。)の利用については、本要領により下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

#### 1 デザインの種類

東京都防犯カメラステッカーのデザインは、東京都が権利を所有する3種類(別紙1)とする。

#### 2 利用申請団体

次のいずれかの補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けて防犯カメラを設置した団体又は交付を申請し防犯カメラを設置しようとする団体は、デザインの利用を申請することができる。

- (1) 東京都地域における見守り活動支援事業補助金
- (2) 東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金
- (3) 東京都地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金
- (4) 東京都子供の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金
- (5) 東京都登下校区域防犯設備整備補助金
- (6) 東京都通学路防犯設備整備補助金
- (7) 東京都区市町村立公園防犯設備整備補助金

#### 3 利用申請及び承認

- (1) デザインの利用を希望する団体は、別紙2により、都に申請するものとする。

- (2) 都は、補助金の交付又は交付の決定を確認した場合にデザインの利用を承認することとし、別紙3により申請団体に通知する。

#### 4 利用基準

- (1) デザインは、補助金の交付を受けて設置した防犯カメラについて、設置している旨の表示に利用すること。
- (2) デザインを利用した設置表示については、防犯カメラ又はその周辺に掲示すること。

#### 5 利用上の遵守事項

- (1) デザインを利用したステッカー等の作製および活用は、利用団体の責任において行うものとし、防犯カメラを設置している旨の表示以外の目的で利用してはならない。
- (2) デザインの利用に当たっては、東京都防犯カメラステッカーデザイン利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で定めた位置などに団体名などを記載すること。
- (3) 設置表示を掲示する際、あらかじめその掲示する場所の所有者、管理者又は占有者の承諾を得ること。また、できる限り視認しやすい場所に掲示すること。
- (4) 利用団体は、設置表示の掲示状況がわかる写真及び掲示場所がわかる地図を都に提出すること。
- (5) 利用団体は、提供を受けたデザインについて、貸与、再許諾、交換、譲渡、質入その他一切の第三者への提供を行ってはならない。
- (6) デザインの著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）は都に帰属する。

#### 6 著作権使用料

この要領に基づくデザインの利用は、東京都著作権取扱要綱第12条ただし書きにより無償とする。

#### 7 調査及び承認の取消し

- (1) 都は、デザインの利用を承認した団体に対し、利用状況について報告を求

め、または調査することができる。

- (2) 都は、前項によりデザイン利用が適切でないと認めるときは、承認を取り消し、当該承認に係る作製物の回収を命ずることができる。
- (3) (2)の規定により当該承認に係る作製物の回収を命ぜられた者は、速やかに承認に係る作製物を回収しなければならない。
- (4) 都は、(2)の規定による利用承認の取消しにより利用団体に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

## 8 その他

- (1) 利用申請及び利用については、各種法令を遵守し、適切に行うこと。
- (2) 本要領に基づく利用申請は、4の規定に沿った利用方法の場合に限りできるものとする。
- (3) 本要領に係る事務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課が所管する。
- (4) 本要領に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附則（令和4年2月28日3都安総都第761号決定）

この取扱要領は、令和4年3月1日から施行する。

附則（令和4年3月31日3都安総都第796号決定）

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月31日6生安都第961号決定）

この取扱要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

東京都防犯カメラステッカーデザイン

※ 黒色枠線内（白色部分を含む。）がデザインです。

ア



イ



ウ



年 月 日

東京都知事 殿

(申請者) 団体名  
 住所 (所在地)  
 代表者 [役職]  
 [氏名]

東京都防犯カメラステッカーデザイン利用申請書

東京都防犯カメラステッカーデザイン利用ガイドラインを承諾の上、デザイン利用を下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

利用目的	東京都の補助を受けて設置した防犯カメラの設置表示			
利用方法	掲示対象 (該当するものに○)	新規の防犯カメラ		
		既存の防犯カメラ		
	修正内容 (設置団体名 は追記必須)	設置団体名欄に <input checked="" type="checkbox"/> 設置団体名「 」 <input type="checkbox"/> 別添記載の地域団体のロゴマーク を追記する。		
作成数量 (デザインごと)	ア (200mm× 100mm)	イ (300mm×40mm)	ウ (100mm×250mm)	
		部	部	部
備考				

※ 防犯カメラの設置場所並びに設置表示の掲示場所及び使用デザイン (ア、イ又はウのいずれかを記載。) を示した地図を添付すること。

2 担当者

部署・役職	
担当者名	
電話番号	
E-mail	
データ送付先	

殿

東京都知事

東京都防犯カメラステッカーデザイン利用について（承認）

年 月 日付で申請されたデザイン利用については、下記により承認します。

記

1 使用を承認する団体名

2 デザイン利用承認の条件

- (1) 「東京都防犯カメラステッカーデザイン利用ガイドライン」を遵守すること。
- (2) 設置表示を掲示する際、あらかじめその掲示する場所の所有者、管理者又は占有者の承諾を得ること。また、できる限り視認しやすい場所に掲示すること。
- (3) 利用団体は、設置表示の掲示状況がわかる写真及び掲示場所がわかる地図を東京都宛てに提出すること。
- (4) 利用団体は、提供を受けたデザインについて、貸与、再許諾、交換、譲渡、質入その他一切の第三者への提供を行わないこと。
- (5) 東京都が提供したデータは、使用後は破棄すること。
- (6) デザインの利用状況について、東京都から報告又は調査を求められた時には、これに応じなければならない。
- (7) 東京都による報告又は調査の結果、デザインの使用が適切でないと認められるときは、承認を取り消すことがある。